

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること ・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること ・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること ・条例・規則などの制定改廃に関すること ・情報公開及び個人情報保護制度に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	災害に強いまちづくり	
指 標 名	自主防災組織結成行政区数	
数値目標	初期値（平成30年度）	42団体
	実績値（令和6年度）	59団体
	最終目標値（令和6年度）	69団体
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画	
事業概要	地域の実情にあった自主防災組織を設立及び育成します。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
共助の中心を担う自主防災組織の設立により、地域防災力の強化が図られます。		
5 昨年度の取り組みの反省点及びこれまでの取組の評価は次のとおりでした。		
区長会等の会合や区長来庁時等の機会を捉え、未設置行政区ごとに自主防災組織の必要性・重要性を説明するなど、目標達成に向けて取組を行ってまいりましたが、目標値を達成することが出来ませんでした。区長からは設立に向けた前向きな意見を引き出しても、区の会合等で反対されてしまうこともあり、当該行政区には、高齢化等による負担増への忌避感やコミュニティ内での否定的な意見など様々な課題があることが分かりました。区長への働きかけだけでなく、未設置地域住民全体の防災意識の醸成が課題となっています。		

令和6年度

実績評価書（総務課）

総務課長 酒 巻 義 一

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること

・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること

・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること

・条例・規則などの制定改廃に関すること

・情報公開及び個人情報保護制度に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	計画的な備蓄	
指 標 名	備蓄計画達成率（備蓄食料）	
数値目標	初期値（平成30年度）	83%
	実績値（令和6年度）	100%
	最終目標値（令和6年度）	100%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画	
事業概要	災害の発生に備え、保存食料の備蓄を進めます。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

災害時における食料品の確保及び供給体制が整備されます。

5 昨年度の取り組みの反省点及びこれまでの取組の評価は次のとおりでした。

年齢や障がいに応じた備蓄食料の導入を計画的に進めてきたことにより、目標値を達成することが出来ました。副食の充実が図れていないことが課題となっています。

令和6年度

実績評価書（総務課）

総務課長 酒 巻 義 一

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること

・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること

・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること

・条例・規則などの制定改廃に関すること

・情報公開及び個人情報保護制度に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	毛呂山町町内救命講習受講者状況	
指 標 名	救命講習受講者数（累計）	
数値目標	初期値（平成30年度）	10,028人
	実績値（令和6年度）	12,662人
	最終目標値（令和6年度）	14,500人
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画	
事業概要	応急手当の普及啓発を推進します。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

救急件数が増加傾向であり、居合わせた方が早期に応急手当を行う事で救命率の向上と社会復帰に繋がります。

5 昨年度の取り組みの反省点及びこれまでの取組の評価は次のとおりでした。

救急訓練出向時に普通及び上級救命講習受講を勧めるとともに、広報誌やSNSなどを活用した情報発信を行っていきます。

令和6年度

実績評価書（総務課）

総務課長 酒 巻 義 一

1 当課の主な業務は次のように定義されます。

- ・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること
- ・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること
- ・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること
- ・条例・規則などの制定改廃に関すること
- ・情報公開及び個人情報保護制度に関すること

2 当課の業務は次の方々のために行われます。

災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。

3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。

目 標 名	政策決定過程における男女共同参画の促進	
指 標 名	各種審議会などにおける女性委員の割合	
数値目標	初期値（平成30年度）	24.9%
	実績値（令和6年度）	26.4%
	最終目標値（令和6年度）	30.0%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画 第三次もろやま男女共同参画プラン	
事業概要	男女共同参画社会の実現に向けて啓蒙活動を行います。	

4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。

様々な活動場面で全ての人が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が期待されます。

5 昨年度の取り組みの反省点及びこれまでの取組の評価は次のとおりでした。

令和6年度は、過去5年間で最も女性委員等の数が多くなりましたが、女性委員のいる審議会等の数が増加し、総委員等数が増加したこと等により女性委員の比率が下がってしまったため、目標達成には至りませんでした。
令和2年度から女性委員の人数は徐々に増加傾向であるため、今後も各所属長宛に各種審議会委員の選考において、積極的に女性の登用を推進する旨の通知を発出するなど積極的に女性の登用を推進するよう働きかけます。

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること ・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること ・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること ・条例・規則などの制定改廃に関すること ・情報公開及び個人情報保護制度に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	友情都市をはじめとする地域間交流の推進	
指 標 名	地域間交流事業数	
数値目標	初期値（平成30年度）	9 件
	実績値（令和 6 年度）	4 件
	最終目標値（令和 6 年度）	12件
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画	
事業概要	平成20年 2 月に友情都市を締結した宮崎県木城町をはじめ、他自治体との交流事業の推進を図ります。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
他地域との異なる文化・産業の交流によって自らの文化を再認識し、人々の交流を通じて町の活性化を図る効果が期待されます。		
5 昨年度の取り組みの反省点及びこれまでの取組の評価は次のとおりでした。		
令和 6 年度は、友情都市交流事業として、10月の木城ふるさとまつりに、副町長、教育長、町職員 4 名の計 6 名が参加しました。翌年 2 月には、毛呂山町合併70周年記念式典に木城町から町議会議長が出席しました。新規事業の小学生国内交流事業では、毛呂山町の 4 小学校から 8 名が木城町へ訪問し、木城町の新しき村の見学や、交流活動として木城学園で記念品を作成しました。また、小中学校児童生徒の図画、書写等の作品を交換し、お互いの町で展示することで学校間の交流を深めました。令和 2 年度から令和 4 年度の間は、新型コロナウイルス感染症の影響があり、事業を縮小せざるを得ない期間がありましたが、小中学校児童生徒の作品等を交換し、展示するなどの方法で交流を維持することができました。令和 5 年度以降は、双方が行き来するこれまでの交流事業が実施できるようになり、互いの記念式典に参加するなどの交流ができました。 課題としては、友情都市検討委員の固定化、高齢化が懸念されています。今後は、双方の若年層の世代間交流が進むような事業実施を継続し、引き続き交流を深めて参ります。		